



2021年12月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ン ソ ー ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 舟 橋 孝 之
(コード番号：6200 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 グ ル ー プ 経 営 管 理 部 長 藤 本 茂 夫
(TEL. 03-5577-2283)

指名報酬委員会設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本委員会設置の目的

取締役及び執行役員、子会社代表取締役の指名・報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性及び客観性を高めることにより、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、任意の指名報酬委員会を設置するものです。

2. 本委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役の報酬等に関する事項
- (5) 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- (6) 執行役員・子会社代表取締役の報酬等に関する事項
- (7) 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (8) その他経営上の重要事項

3. 本委員会の構成

指名報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上の委員で構成され、そのうち過半数は独立社外取締役とします。委員長は独立社外取締役である委員から選定します。

なお2021年12月17日付で選定された委員は、社内取締役1名及び独立社外取締役3名であります。

4. 設置日

2021年12月17日

以 上